

第六回海軍勞働組合聯盟大會 本部並ニ各加盟組合提出議題

(本部提出)

- 一、組合統一問題ニ對スル聯盟ノ態度決定ノ件
- 二、亞細亞勞働會議ニ對スル聯盟ノ態度決定ノ件
- 一、國際勞働事務局長アルベール、トーマ氏歡迎ノ件
- 二、第十二、十三回國際勞働總會勞働代表並ニ顧問選出ニ關スル件
- 一、昭和三年度決算報告
イ、一般會計
ロ、特別會計
- 二、昭和四年度豫算案
イ、一般會計
ロ、特別會計
- 二、次期大會開催地ノ件

(吳海工會提出)

- 一、見習職工ノ勞働組合加入禁止ニ關スル件
(提案理由)―海軍當局ハ見習職工ガ年少ニシテ未ダ修業中ニ屬シ、ソノ指導養成ニ害アリトノ理由ヲモツテ向後備入レノ見習工ヨリ勞働組合ヘノ加入ヲ禁止スルコト、セルモ、雇傭契約ノ原理、並ニ勞働組合ノ本質ニ鑑ミテ其ノ絕對ニ不當ナルヲ信ズ、依ツテ速カニ之レガ撤廢ヲ要求セントスルモノデアル。
- 二、工務規則第廿八條三ノ二「思想不健全ニシテ工場管理上支障アリト認めタル時」ニ關スル件
(提案理由)―本規則ハカノ共產黨事件ノ影響トシテ制定セラレタルモノニシテソノ理由ハ認めラレベキモ、條文漠然トシテ内容明カナラズ從ツテ適用ヲ誤ランカ忽チニシテ惡則タルノ危險ヲ有ス。依ツテ其ノ合理的改正ヲ要求ス。
- 一、午前中途退場者不參扱ヒノ件
(提案理由)―現在賃錢ノ支給ヲ受ケザル午前中途退場者ハ不參扱ヒトナルモ、事實上勞務ノ目的ヲモツテ出勤シ、中途